

静岡市立北部学校給食センター
建替整備等事業

入札説明書

平成27年7月16日

静岡市

目 次

第1 入札説明書等の定義	1
第2 対象事業の概要	
1 事業名称	2
2 公共施設等の管理者の名称	2
3 事業実施場所等	2
4 事業内容	2
第3 事業者募集等のスケジュール	5
第4 入札参加者に関する条件	
1 入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
2 入札に関する留意事項	10
3 入札に関する手続き	12
第5 入札書類の審査及び落札者の決定	
1 選定委員会の設置	16
2 審査の手順及び方法	16
3 ヒアリングの実施	16
4 落札者の決定	16
第6 提案に関する条件	
1 立地並びに規模及び配置に関する事項	17
2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件	18
3 市への施設の所有権の移転に関する条件	18
4 事業計画の提案に関する条件	18
第7 事業実施に関する事項	
1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	22
2 事業の継続が困難となった場合の措置	22
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等	23
4 事業の実施状況の監視	23
5 支払手続き	23

第8	契約に関する事項	
1	事業契約の締結等	25
2	契約保証金	25
第9	入札説明書等に関する問合せ先	26

様式

- ・入札説明会等参加申込書様式
- ・入札説明書等に関する質問書様式

別添資料

- ・様式集
- ・要求水準書
- ・落札者決定基準
- ・基本協定書（案）
- ・事業契約書（案）

第1 入札説明書等の定義

本入札説明書は静岡市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、平成27年4月21日に特定事業として選定した静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する民間事業者を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付するものである。

なお、本入札説明書と併せて交付する次に掲げる資料については、本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」として定義する。

- 1 要求水準書 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 2 落札者決定基準 入札参加者から提出された提案書を評価する方法及び基準を示すもの
- 3 様式集 提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 4 基本協定書（案） 事業契約の締結に向けて、市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの
- 5 事業契約書（案） 市と本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの

また、本入札説明書等と、既に公表している実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答とに相違がある場合は、本入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

本入札説明書等に記載がない事項については、本入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

第2 対象事業の概要

1 事業名称

静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業

2 公共施設等の管理者の名称

静岡市長 田辺 信宏

3 事業実施場所等

1) 事業用地：静岡市葵区門屋 199 番地他 7 筆

2) 敷地面積：約 6,900 m²

※敷地条件に関し留意すべき事項については、要求水準書を参照。

3) 施設概要（本事業によって整備される施設の供給能力）

調理能力 最大 10,000 食／日

（小学校 16 校：6,500 食／日程度、中学校 8 校：3,500／日程度）

献立方式 3 献立（小学校：2 献立、中学校：1 献立）

※ともに副食 3 品メニュー

4 事業内容

1) 事業目的

本施設は昭和 53 年に開設され 36 年間稼働してきたが、施設の老朽化が進み、現在の衛生基準を満たすことができなくなったことから、平成 25 年度で閉鎖している。

本事業は、本施設の解体、設計、建設、維持管理及び運営を、PFI法に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理による安全で安心な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

2) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業者が事業契約を締結し、市が所有する土地に事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施する BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成45年3月末までとする。

- ・ 施設整備期間・開業準備期間 平成28年4月から平成30年3月末まで
- ・ 維持管理・運営期間 平成30年4月から平成45年3月末まで

なお、事業期間終了日以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、各業務における具体的な内容については、「要求水準書」に示すものとする。

(1) 施設整備業務

事業者は次に掲げる設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。なお、配送対象となる各学校の配膳室について必要が生じた場合は市が行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務
- ④ 工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 既存施設解体撤去等業務
- ⑥ 調理設備調達・設置業務
- ⑦ 食器・食缶等調達業務
- ⑧ 施設備品調達・設置業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(2) 開業準備業務

事業者は維持管理・運營業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

(3) 維持管理業務

事業者は次に掲げる維持管理業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務

- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 配送車両調達・維持管理・更新業務
- ⑩ 上記各項目に伴う各種申請等業務（法定点検含む）

（４）運營業務

事業者は次に掲げる運營業務を行う。なお、米飯・麺・パン・牛乳については、公益財団法人静岡県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運營業務に含まない。

- ① 食材検収補助業務
- ② 調理等業務
- ③ 衛生管理業務
- ④ 洗浄・残滓等処理業務
- ⑤ 給食配送・回収業務
- ⑥ 運営備品調達業務
- ⑦ 市との打ち合わせ業務
- ⑧ 見学の受け入れ支援
- ⑨ 検収後食材の管理
- ⑩ 試食会の実施
- ⑪ 上記各項目に伴う各種申請等業務

※光熱水費の管理及び供給者への支払業務を含むものとする。

給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達
- ③ 食材検収業務
- ④ 見学者の案内及び説明業務
- ⑤ 給食費の徴収管理業務
- ⑥ 配膳業務
- ⑦ 食数調整業務

第3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たっては、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、落札者の決定は同施行令第167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素を含めた落札方式による一般競争入札によるものとする。

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

平成27年7月16日(木)	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
平成27年7月23日(木)	入札説明会
平成27年7月28日(火)	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付締切
平成27年8月14日(金)	入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答公表
平成27年8月21日(金)	入札参加表明書等の受付締切（参加表明書、参加資格確認申請書）
平成27年9月11日(金)	参加資格確認審査結果の通知
平成27年8月28日(金)	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付締切
平成27年9月18日(金)	入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答公表
平成27年10月16日(金)	提案書の受付・入札
平成27年12月下旬	落札者の決定及び公表
平成27年12月下旬	基本協定の締結
平成28年1月	仮事業契約締結
平成28年3月	事業契約議決、事業契約の締結

第4 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者の構成における「構成員」とは、本事業への参加者であり、SPC から直接業務を受託・請け負うものをいう。
- ② 入札参加者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- ③ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- ④ 入札参加者の構成員は次の定義により分類される。
代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業
構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業
- ⑤ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。
- ⑥ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を入札参加者に含めることができるものとする。

2) 入札参加者の構成員の参加資格要件

入札参加者の構成員は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参加資格要件を満たすものとする。

(1) 設計企業

構成員である設計企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②及び③についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は④の要件を満たすこと。

- ① 平成 26・27 年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成 17 年静岡市告示第 43 号）に基づく資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。
- ② 資格認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所登録を受けていること。
- ④ HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

(2) 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②、③及び④についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は⑤及び⑥の要件を満たすこと。

- ① 平成 27・28 年度において、資格認定を受けていること。
- ② 資格認定において、建築一式工事の認定を受けていること。
- ③ 平成 27・28 年度における資格認定において、次のいずれかに該当していること。
 - ア) 静岡市内に本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所を有し、A 等級に格付されていること。
 - イ) 上記ア)以外で静岡市が通知した資格審査結果通知書の総合点が 850 点以上であること。
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ⑤ 平成 12 年度以降、公告の日までに、延床面積が 2,000 m²以上の建築物の完成実績（共同企業体方式にあっては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績）があること。

- ⑥ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア) 監理技術者資格者証（建築）及び監理技術者講習修了証を有していること。
 - イ) 入札参加資格確認申請の日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

（３）工事監理企業

構成員である工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②及び③についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は④の要件を満たすこと。

- ① 平成 26・27 年度において、資格認定を受けていること。
- ② 資格認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所登録を受けていること。
- ④ HACCPに関する相当の知識を有していること。

（４）運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 平成 12 年度以降、公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく特定給食施設において、調理業務の実績があること。
- ② HACCPに関する相当の知識を有していること。

３）入札参加者の構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ③ 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）による入札参加停止の措置を受けている者
- ④ 入札参加資格確認申請の日において、法人税又は消費税を滞納している者
- ⑤ 静岡市内に営業所等を有する者にあつては、直近の事業年度において法人市民税を滞納している者
- ⑥ 市が本事業のために設置する選定委員会の委員が属する組織・企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者

- ⑦ 本事業のコンサルタント業務に関与した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ア) 玉野総合コンサルタント株式会社（愛知県名古屋市東区東桜二丁目 17-14）
イ) 西脇法律事務所（愛知県名古屋市中区錦 1-20-8 カーニープレイス名古屋伏見 7 階）

4) 入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

※設計企業、建設企業または工事監理企業として本事業に参加しようとする者で、資格認定を受けていない場合は、平成 27 年 8 月 7 日（金）17 時まで、静岡市財政局財政部契約課（静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡庁舎新館 10 階）あて当該資格の審査申請を済ませること。なお、このとき、本事業に参加予定である旨を契約課担当者へ伝えること。

参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、代表企業が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

6) SPC の設立等

落札者は、仮契約締結までに静岡市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

2 入札に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5) 著作権等

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

本事業に関する入札書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

- ① 入札者の記名押印のない入札又は記入した事項の判読できない入札
- ② 金額を訂正した入札
- ③ 入札書に記載すべき事項の記入のない入札
- ④ 委任状を持参しない代理人のなした入札
- ⑤ 2通以上の入札書を提出した者又は2人以上の入札者の代理をした者がした入札
- ⑥ 本事業に関する入札の参加資格がない者の行った入札
- ⑦ 参加資格を有する者との確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- ⑧ 虚偽の記載をした入札
- ⑨ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- ⑩ その他入札の条件に違反した入札

9) 予定価格

本事業の入札に関して市が定める予定価格は、金 8,356,016,472 円（消費税及び地方消費税除く。）である。

なお、消費税及び地方消費税を加えた額は、金 9,000,000,000 円を超えないこと。

10) その他

入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3 入札に関する手続き

1) 入札公告及び入札説明書等の交付

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、市のホームページに公表するほか、次のとおり交付する。

〈入札説明書等の交付〉

交付期間	～平成 27 年 7 月 28 日（火）17 時
交付場所	静岡市役所清水庁舎 8 階 学校給食課
交付方法	各電子データを収納した CD-R または DVD-R を、無償で交付する

2) 入札説明書等に関する説明会

開催日時	平成 27 年 7 月 23 日（木）10 時 30 分～（1 時間程度）
開催場所	静岡市役所清水庁舎 3 階 第 1 会議室
申込方法	平成 27 年 7 月 22 日（水）17 時までに「入札説明会等参加申込書様式」に必要事項を記載の上、電子メールにて「第 9 入札説明書等に関する問合せ」に記載のアドレスへ送付すること
備 考	説明会場で資料の配布は行わないので、各自持参すること

3) 事業計画地の見学会

開催日時	平成 27 年 7 月 23 日（木）14 時 00 分～
開催場所	静岡市葵区門屋 199 番地（旧北部学校給食センター）
申込方法	上記「入札説明書等に関する説明会」と同じ
備 考	敷地東側の水路（占用）に関する質疑を受け付ける予定

4) 配送校の見学会

後日、市のホームページで案内する。

5) 入札説明書等に関する質問（第 1 回）の受付

入札説明書等に関する質問（第 1 回）を次のとおり受け付ける。

受付期間：平成 27 年 7 月 16 日（木）～平成 27 年 7 月 28 日（火）17 時まで

提出方法：「入札説明書等に関する質問書様式」に必要事項を記載の上、電子メールにて「第 9 入札説明書等に関する問合せ」に記載のアドレスへ送付すること。

6) 入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答

質問に対する回答（第1回）は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成27年8月14日（金）までに市のホームページで公表する。

7) 入札参加表明書、参加資格確認申請書類の受付

入札参加希望者からの入札参加表明及び入札参加資格審査に必要な書類を受け付ける。

〈入札参加表明書、入札参加資格確認に必要な書類の受付〉

日 時	平成27年7月16日（木）～平成27年8月21日（金） 9時～17時（但し、12時～13時及び閉庁日を除く。）
受付場所	静岡市教育委員会事務局教育局 学校給食課 （〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎8階）
提出書類	入札参加表明書（様式集 様式1-1） 参加資格確認申請書及び添付書類（様式集 様式1-2～1-10）
提出方法	直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便（以下「郵送」という。）により提出すること。 ※郵送の場合は期限までに必着のこと。
提出部数	各1部

提出された入札参加表明書及び参加資格確認申請書は返却しない。

提出された入札参加表明書及び参加資格確認申請書の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。

受付期限日までに入札参加表明書と参加資格確認申請書を提出しない入札参加者及び参加資格がないとされた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

8) 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格を確認し、その結果を平成27年9月11日（金）までに代表企業に通知する。

なお、参加資格がないとされた者は、平成27年9月18日（金）までにその理由について書面で説明を求めることができる。

9) 入札説明書等に関する質問（第2回）に対する受付

入札説明書等に関する質問（第2回）を次のとおり受け付ける。

受付期間：平成27年8月24日（月）～平成27年8月28日（金）17時まで

提出方法：「入札説明書等に関する質問書様式」に必要事項を記載の上、電子メールにて「第9 入札説明書等に関する問合せ」に記載のアドレスへ送付すること。

10) 入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答

質問に対する回答（第2回）は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成27年9月18日（金）までに市のホームページで公表する。

11) 入札書及び提案書の受付

入札参加者は、次のとおり入札書及び提案書を提出すること。

なお、入札参加表明書を提出した後に入札を行わないこととした場合は、入札辞退届（様式集 様式 2-1）を平成27年10月16日（金）15時までに、直接持参又は郵送により提出すること。なお、入札を辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取扱いはされない。

<入札書及び提案書の受付>

受付期間	平成27年10月16日（金）9時～12時及び13時～15時
受付場所	静岡市教育委員会事務局教育局 学校給食課 （〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎8階）
提出書類 ・提出部数	① 入札書・入札価格計算書（様式集 様式 3-3・3-4） 封筒に入れ、密封し、「静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業に係る入札書在中」及び入札参加者名を表記して1部提出 ② 提案書 入札書類提出書・要求水準に関する確認書（様式集 様式 3-1・3-2）は、1部提出 提案書（様式集 様式 4-1 から様式 8-13）は、次の内容とし、各々正1部、副16部提出 ・ 事業計画全般に関する提案書 ・ 施設整備業務に関する提案書 ・ 維持管理業務に関する提案書 ・ 運營業務・開業準備業務に関する提案書 ・ 上記のデータを収納したCD-RまたはDVD-R（正1部）
提出方法	直接持参又は郵送により提出すること。 ※郵送の場合は平成27年10月15日（木）までに必着のこと。

留意事項	<p>提出するデータは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書（Word 形式）：Word 形式又は PDF 形式 ・ 提案書（Excel 形式）：Excel 形式（計算式は残すこと） ・ 図面関係図書（設計図書等）：PDF 形式
------	--

12) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのもとで行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。開札場所への立ち入りは、一入札参加企業のグループにつき2名までとする。

当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。開札の段階では、入札価格の公表は行わない。

なお、入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならず、また、入札参加者の連合（談合）その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。後日、不正な行為が判明した場合には、契約を締結しない、もしくは契約の解除等の措置をとることがある。

<開札>

日 時	平成 27 年 10 月 16 日（金） 15：30
開札場所	静岡市清水区旭町 6 番 8 号 清水庁舎 9 階 91 会議室

13) その他

- ① 市が提示する資料及び質問・意見に対する回答は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。
- ② 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業のグループの構成員のいずれかが、入札書及び提案書の受付期限日において、入札参加者の備えるべき参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は入札参加資格を失い、本事業の入札に参加することができない。
- ③ 入札書及び提案書の受付期限までに当該書類が提出されなかった場合は失格とする。

第5 入札書類の審査及び落札者の決定

落札者の決定は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素を含めた総合評価落札方式による一般競争入札により行う。

1 選定委員会の設置

市は、入札書類等の審査を行うため、学識経験者で構成する「静岡市立北部学校給食センター建替整備等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置しており、当該選定委員会において最優秀提案者の選定を行う。

選定委員は、次のとおりである。なお、選定委員会は、非公開である。

[敬称略]

役職	委員名	所属等
会長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学大学院デザイン研究科 教授
副会長	桑野 稔子	静岡県立大学食品栄養科学部栄養生命科学科 教授
委員	高橋 令子	静岡英和学院大学短期大学部食物学科 教授
委員	石川 滋彦	一般社団法人静岡市薬剤師会 副会長
委員	竹村 祐輔	一般社団法人静岡県中小企業診断士協会 副会長

注) 入札公告以降、落札者決定前までに、本事業に関して自己に有利になることを目的として、委員に対して接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

2 審査の手順及び方法

最優秀提案者の選定のための審査の手順及び方法は、「落札者決定基準」による。

3 ヒアリングの実施

市は、入札参加者に対して提案書の内容についてヒアリングを行う予定である。ヒアリングの開催日時・場所、準備書類等については、事前に代表企業へ通知する。

4 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。その結果は当該落札者及び入札参加者の代表企業へ通知するとともに、市のホームページで公表する。

市は、当該落札者と速やかに基本協定を締結するものとする。

PFI 法第 11 条第 1 項に規定する客観的な評価は、落札者と基本協定を締結した後に公表する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、入札参加者の提案が「要求水準書」に示す要件・要求を満たしていない場合は失格とする。また、最優秀提案者の選定のための審査は提案事業者名を伏せて実施するため、提案書の作成にあたり、事業者名を記載しない等、提案書の内容から提案事業者を把握できないように留意すること。

1 立地並びに規模及び配置に関する事項

1) 立地条件

1) 所在地	静岡市葵区門屋 199 番地他 7 筆 (現在の北部学校給食センター用地における建替)
2) 敷地面積	約 6,900 m ²
3) 隣接道路	静岡県道 27 号井川湖御幸線 (敷地東側)
4) 用途地域	無指定 (市街化調整区域)
5) 建ぺい率/容積率	建ぺい率 60%/容積率 200%

2) 敷地条件に関し留意すべき事項 (建築物等の配置について)

上水道、ガスは整備済みであるが、下水道は整備されていないため、合併処理浄化槽の整備が必要である。

3) 供給能力

1) 調理能力	1 日当たり最大 10,000 食
2) 配食校数	24 校 (小学校 16 校 6,500 食/日程度、中学校 8 校 3,500 食/日程度)
3) 献立方式	小学校: 2 献立、中学校: 1 献立 (ともに副食 3 品メニュー)

4) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

主要諸室区域区分		
区域区分	諸室等	
事務 エリア	一般区域	管理事務室 (更衣室、湯沸室、洗濯・乾燥室、備品庫含む)、市職員用便所、玄関ホール、栄養士用更衣室、栄養士用便所、倉庫
		委託事務室、洗濯室、乾燥室、調理従事者更衣室 (休憩室含む)、ミーティング食堂、シャワー室、調理従事者便所、倉庫、パントリー、ボイラー室、電気室、油庫

主要諸室区域区分		
区域区分	諸室等	
給食 エリア	汚染 作業区域	[検収下処理エリア] 食材搬入用プラットホーム、食材入荷室（野菜用、加工用、 魚肉用）、検収室（魚肉専用、その他用）、前処理室（ピー ラー）、下処理室（魚肉用、野菜用）、食品庫、冷蔵室（魚 肉用、野菜用）、冷凍室、器具洗浄室、廃棄室、廃缶室 [洗浄室エリア] 洗浄室、残滓庫
	非汚染 作業区域	[調理エリア] 上処理室、和え物室（チルド室含む）、煮炊・加熱室、焼物・ 揚物室、アレルギー対応調理室、器具洗浄室、ドレッシング 庫 [洗浄配送エリア] 配膳室、コンテナ・食器保管庫、洗浄室
	一般区域	調理従事者便所、準備室
一般 エリア	一般区域	会議室、食育指導室、来場者用便所、湯沸室
附帯施設		合併処理浄化槽、防災倉庫

2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件

本事業の範囲である施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務については、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

3 市への施設の所有権の移転に関する条件

事業者は、平成30年4月からの運用開始に支障がない範囲で施設を市に引渡し、所有権を移転すること。時期については提案によるものとする。その際、事業契約書に示す目的物引渡書に記入の上、市の所定の検査・確認を経て施設の引渡しと所有権の移転が完了するものとする。

4 事業計画の提案に関する条件

1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成すること。

(1) 一時支払い金

市は、施設整備に係るサービスの対価の一部として以下のとおり一時支払い金を事業者を支払うことを想定している。なお、以下の記載金額は消費税込（8%）のものである。

解体撤去：107,700千円を上限

建物引渡：721,000千円で固定

(2) 割賦料

市は、事業者が実施する施設整備業務のサービス対価として、事業者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払い金を控除した額を元本の金額として、係る元本に事業者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間15年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理・運営期間中、年4回、四半期ごとに事業者に支払う。

割賦料は、平成30年度第1四半期分（平成30年4月1日～6月30日）を初回として支払うものとする。以後年4回、平成44年度第4四半期分（平成45年1月1日～3月31日）までの60回の支払いとする。

基準金利は、平成27年10月1日の利率を用いて割賦料を提案することとするが、事業期間における実際の支払い額は、本施設の引き渡し予定日の2金融機関営業日前の基準金利を適用し算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート17143ページに表示されている6か月LIBORベース15年物（円－円）金利スワップレート（基準日午前10時）とする。

市は施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

(3) 委託料

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、委託料として維持管理・運営期間にわたり年4回事業者を支払う。なお、委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

委託料の支払い期間は15年とし、平成30年度第1四半期分（平成30年4月1日～6月30日）を初回として支払うものとする。以後年4回、平成44年度第4四半期分（平成45年1月1日～3月31日）までの60回の平準化（食器・食缶の更新等を除く。）した支払いとする。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定しており、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

固定料金は、各四半期において、事業者が提案する一定の額を支払い、変動料金は、各四半期において提供した給食数の合計に、事業者が提案する食単価を乗じた額を支払うものである。

開業準備費相当分に関しては固定料金とし、初回の支払いに加算して事業者に支払うものとする。

なお、入札時（入札提案書類の提出時）の年間提供給食数は、1,440,000食/年（平成30年度～45年度）を使用するものとする。

2) 提供食数

(1) 提供食数

本施設における最大提供食数は10,000食/日とする。

市は事業者に対し、児童・生徒の転出入、教職員用給食、学校行事開催等を踏まえ、給食を提供する日の該当する月の前月 25 日までに提供日に提供する予定の給食数（以下「予定給食数」という。）の指示を行う。また、自然災害やインフルエンザの流行による学校閉鎖等の事情で、予定給食数に変更がある場合には、提供日の 2 稼動日前（ただし、年末年始をまたぐ場合は、市の休日を除く 2 日前）の午前 11 時までに市から事業者に出す提供日の給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行うものとする。

(2) 提供食数と変動料金の算定方法

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内とすることを基本とする。変更給食数がプラス200食を超える場合は、予定給食数から200を加えた数に事業者が応諾した食数、変更給食数がマイナス200食を超える場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

場合別の提供食数と変動料金算定基礎

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
+200 食超	予定給食数+200 食 +事業者の応諾した食数	同左
±200 食	実施給食数	同左
-200 食超	実施給食数	予定食数-200 食

3) 予想されるリスクと責任分担

(1) リスクと責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務

については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) リスク分担

市と事業者との責任分担は、事業契約書（案）に示す。

事業契約に示されていない事項は、双方の協議により定めるものとする。

4) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は要求水準書に示す。

5) 保険

事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は業務の受託者をして、施設整備に対しては建設工事保険及び第三者賠償保険に、維持管理・運営に対しては賠償責任保険に加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく市へ提示するものとする。

また、前述の保険以外にリスク対応のために必要と考える場合は、提案により加入するものとする。

第7 事業実施に関する事項

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置にしたがう。

また、本事業に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1) 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として事業者に一定の修復期間を与えて、事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は事業者との契約を解除できるものとする。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

2) 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は事業者が生じた合理的損害を賠償するものとする。

3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

4) 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等

1) 法制上及び税制上の措置

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は事業者と協議する。

2) 財政上及び金融上の支援

市と事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る交付金が市に支給される場合には、これを市が事業者を支払う代金の一部に充当する。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

3) その他の支援

市は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、事業者と協議を行う。

4 事業の実施状況の監視

1) 実施状況の把握

市は、事業者が実施する施設の整備、維持管理及び運營業務について、定期的にモニタリング（監視）を行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

災害や事故発生の緊急時等においては、市は必要に応じて、事業者からの受託者等と直接連絡調整を行うことができることとする。

5 支払手続き

1) 一時支払い金

- ① 既存施設の解体撤去の完了後、市は、当該費用を事業者を支払う。
- ② 本施設を市に引き渡し所有権を移転した後、市は、一時支払い金を事業者を支払う。
- ③ 市は、事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

2) 割賦料

- ① 市は、割賦料を平成 30 年度から平成 44 年度にわたり四半期毎に支払う。
- ② 市は、事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

3) 委託料

- ① 事業者は、各四半期の業務完了後、業務報告書を速やかに市に提出する。
- ② 市は、業務報告書受理後10日以内に履行確認を事業者に通知する。
- ③ 事業者は、履行確認通知後、市に請求書を送付する。
- ④ 市は、事業者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。

第8 契約に関する事項

1 事業契約の締結等

1) 基本協定の締結

市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、仮事業契約締結時までに、SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として静岡市内に設立するものとする。

3) 事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印（仮契約）する。なお、本事業契約は、市議会の議決をもって効力を発生するものとする。

4) 事業契約の締結に至らなかった場合

SPC の事由により事業契約の締結（仮契約）に至らなかった場合は、市は違約金を請求することができる。また、市の事由により事業契約の締結（仮契約）に至らなかった場合は、SPC は損害賠償を請求することができる。

なお、市及び SPC の責めに帰すべき事由によることなく事業契約の締結（仮契約）に至らなかった場合、または、市議会の議決を得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及び SPC（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

5) 事業契約の締結に係る費用の負担

事業契約の締結（仮契約含む）に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代等は、SPC の負担とする。

2 契約保証金

SPC は、施設整備業務の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに、静岡市契約規則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 47 号）第 35 条の規定に基づき、施設整備費相当分（施設整備業務に関する金利支払額を除く。）の 100 分の 10 以上を納付又はその他の方法による保証を付さなければならない。

第9 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担当部署：静岡市教育委員会事務局教育局 学校給食課
住所：〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町6番8号
電話：054-354-2553
FAX：054-351-7461
電子メール：kyuushoku@city.shizuoka.lg.jp
ホームページアドレス：http://www.city.shizuoka.jp/080_000008.html